

## 岡山県発注の災害復旧工事等における入札・契約手続等の特例を定める要領

### (目的)

第1条 この要領は、岡山県が発注する建設工事及び建設工事に係る業務委託のうち災害復旧に係るものにおける入札・契約手続等の特例を定め、迅速かつ円滑な災害復旧に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害復旧工事等 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）の適用を受ける工事その他の工事で被災した公共土木施設等を原形に復旧することを目的とするもの及び当該災害に起因する工事をいう。
- (2) 契約担当者 知事又は県民局長その他の知事の委任を受けて契約の締結について権限を有する者をいう。

### (発注方式の特例)

第3条 緊急性が高い災害復旧工事等及び災害復旧工事等に係る緊急性が高い業務委託については、随意契約により発注することができる。

- 2 土木一式工事（橋梁上部工事等の特殊な工事を除く。）又は建築一式工事として発注する災害復旧工事等のうち、設計金額（消費税額及び地方消費税の額を含む。）が1千5百万円以上6千万円未満のものについては、一般競争入札（条件付）実施要領（平成18年6月1日施行）の規定にかかわらず、指名競争入札により発注することができる。

### (専任の主任技術者の特例)

第4条 建設工事の受注者は、次に掲げる要件を全て満たす建設工事（2件に限る。）について、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定により、同一の専任の主任技術者にこれらの建設工事を管理させることができる。この場合においては、あらかじめ、災害復旧工事等における専任の主任技術者の兼務届（様式第1号）により、契約担当者にその旨を届け出なければならない。

- (1) 少なくとも1件が災害復旧工事等であること。
- (2) 建設工事の場所が全て同一の県民局の所管区域（地域事務所の所管区域を除く。）又は同一の地域事務所の所管区域内であること。
- (3) 発注者が国、岡山県又は岡山県内の市町村であること。ただし、発注者が岡山県以外の場合は、発注者の承諾を得ている場合に限る。

(現場代理人の兼務の特例)

第5条 建設工事の受注者は、次に掲げる要件を全て満たす建設工事について、岡山県発注工事における現場代理人取扱要領（平成25年4月1日施行）の4の規定にかかわらず、これらの建設工事において現場代理人を兼務させることができる。この場合においては、あらかじめ、当該規定の例により、契約担当者にその旨を届け出なければならない。

- (1) 少なくとも1件が災害復旧工事等であること。
- (2) 当初請負金額（建築一式工事にあっても、当初請負金額とする。）の合計が1億5千万円未満であること。
- (3) 建設工事の場所が全て同一の県民局の所管区域（地域事務所の所管区域を除く。）又は同一の地域事務所の所管区域内であること。
- (4) 兼務するいずれかの工事現場で現場代理人としての業務に従事することができること。

2 前項の規定による現場代理人の兼務については、岡山県発注工事における現場代理人取扱要領の5及び6の規定を準用する。

(主任技術者と現場代理人の兼務の特例)

第6条 建設工事の受注者は、前条第1項各号に掲げる要件を全て満たす建設工事について、岡山県発注工事における現場代理人取扱要領の2(3)の規定にかかわらず、これら複数の建設工事において、主任技術者と現場代理人を兼務させることができる。この場合においては、あらかじめ、岡山県発注工事における現場代理人取扱要領の4の規定の例により、契約担当者にその旨を届け出なければならない。

2 前項の規定による主任技術者と現場代理人の兼務については、岡山県発注工事における現場代理人取扱要領の5の規定を準用する。

(災害復旧工事等の明示)

第7条 契約担当者は、災害復旧工事等を発注する場合は、設計図書に災害復旧工事等であることを明示することとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、災害復旧工事等の円滑な実施のための、災害復旧工事等及び災害復旧工事等に係る業務委託の入札及び契約、設計、積算、検査等に関する特例については、別途定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、同日以降に入札公告、指名通知又は随意契約のための見積徴取を行う工事及び業務委託について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和8年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日前に入札公告を行った工事については、なお従前の例による。